



2022年2月16日

各 位

会 社 名 KHネオケム株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 理夫
(コード番号：4189 東証第一部)
問合せ先 取締役 常務執行役員 濱本 真矢
(TEL. 03-3510-3550)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年3月24日開催予定の第12回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度に係る改正規定が2022年9月1日に施行されます。振替株式発行会社（上場会社）には、当該電子提供制度の導入が義務付けられておりますので、これに備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

株主総会開催日 2022年3月24日
定款変更の効力発生日 2022年3月24日

以 上

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) | |
| <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> |
| <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> |
| | <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 2022年3月24日付定時株主総会決議による変更前の定款(以下、本条において「変更前定款」という。)第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および同定時株主総会決議による変更後の定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</p> |